平成２７年（フ）第５０号
岩手県滝沢市巣子1228番地41、旧住所岩手県花巻市松園町705番地６
債務者　阿部　祐毅
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７６号
盛岡市東見前１地割88番地４　イーハトーヴＢ101号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割24番地13　オリザ潤Ａ204号
債務者　佐々木百恵
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８３号
岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第８地割16番地１
債務者　廣田　卓也
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３３号
香川県高松市香西本町190番地　マリッチ高嶋207
債務者　鵜川　敬久
１　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５号
長崎県長崎市高尾町２番15号　松山アパート101
債務者　平戸　陽介
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
長崎県長崎市小江町2428番地、旧住所長崎県長崎市滑石６丁目３番11―804号
債務者　中島　春香
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
長崎県長崎市万才町１番９号　ロイヤル伊集院401、旧住所長崎県諫早市船越町522番地６ニュークレイドルＡ棟102号
債務者　足立　　翔
１　決定年月日時　平成27年３月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
沖縄県那覇市楚辺２丁目４番17号
債務者　國吉　真一
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第１３号
愛媛県松山市中央１丁目１番40号　フジモトビル405号
破産者　中村　好美
１　主文　当裁判所が平成27年２月12日午後３時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛媛県松山市本町３丁目４－６　本町第一ハイツ402号、住民票上の住所愛媛県松山市小浜114番地３」とあるのを「愛媛県松山市中央１丁目１番40号　フジモトビル405号」と更正する。
２　決定年月日　平成27年３月９日
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５０６号
栃木県小山市大字外城上台222番地２、再生手続開始決定時の住所栃木県小山市大字神鳥谷301番地１
破産者　株式会社池田綿業
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７６号
群馬県高崎市新保町1254番地12
破産者　株式会社岡部写真製版
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２４４号
千葉県佐倉市王子台２丁目10番地28
破産者　時田　幸香
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５５号
静岡県浜松市北区細江町気賀2551番地の186
破産者　株式会社リードテクス
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１１７号
愛知県江南市古知野町牧森32番地
破産者　江南乳業株式会社
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０２号
名古屋市中区大須４丁目３番40号
破産者　有限会社ミックスアップジャポン
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
三重県伊賀市佐那具267番地、商業登記簿上の本店所在地三重県伊賀市島ヶ原5897番地の４
破産者　共伸産業株式会社
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１０９号
三重県伊賀市上神戸4485番地の261、支店大阪市中央区高麗橋４丁目４番14号キャメルビル２階
破産者　有限会社サブ・テック
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２４１号
京都市中京区東木屋町通三条下る２丁目材木町181番地２　ニュー京都ビル２階
破産者　株式会社ＰＬＡＮＴ　ＦＯＲＥＳＴ
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係